

教ス第34号  
令和3年8月20日

飯山市社会教育関係団体の長 各位

飯山市教育長 (公印省略)

長野県の感染警戒レベル引き上げに伴う新型コロナウイルス感染症  
への対応について (通知)

このことにつきまして、新型コロナウイルス感染症への対応については、本日(8月20日)付 教ス第33号で通知したところです。

しかしながら、その後、長野県から「長野県の感染警戒レベル」(以下、「警戒レベル」といいます。)を全県下「5」に引き上げる発表がなされました。

つきましては、警戒レベルの引き上げを受け、市内体育施設(飯山市営シャンツェを除く)のご利用に関して、下記のとおり制限を実施いたします。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、市および長野県教育委員会発出の夏季休業期間終了後の学校における新型コロナウイルス感染症への対応についての取扱いにつきましては、先の教ス第33号から変更がないことを申し添えます。

#### 記

- 1 市内体育施設(飯山市営シャンツェを除く)の利用制限  
飯山市民のみ利用可能
- 2 利用制限の期間  
北信圏域での市町村警戒レベル5がすべて解除されるまでの間

飯山市教育委員会事務局 教育部  
スポーツ推進室 スポーツ推進係  
(室長)柳 透 (担当)中村 徹  
TEL 0269-67-0746